

令和 5 年度 妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業奨励金 Q & A

— 目次 —

奨励金の概要

- Q1 母性健康管理措置とは、どのような制度ですか。————— P. 2
- Q2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは、どのような制度ですか。————— P. 2
- Q3 母性健康管理措置による有給休暇とはどのような休暇を指しますか。————— P. 2
- Q4 対象となる厚生労働省が実施する助成金とは何を指しますか。————— P. 2
- Q5 申請してから支給決定までにどのくらいの期間がかかりますか。————— P. 2
- Q6 支給決定後、奨励金はいつ頃支払われますか。————— P. 2
- Q7 奨励金の用途は決まっていますか。————— P. 2

奨励対象事業者の要件

- Q8 常時雇用する従業員とは、どういう人ですか。————— P. 3
- Q9 常時雇用する従業員には、パートタイマーや有期雇用の従業員、派遣労働者を含みますか。——— P. 3
- Q10 申請できる企業の要件として、資本金や業種は関係ありますか。————— P. 3

申請書類

- Q11 納税に係る証明書において、個人事業主の「直近の納期」とはいつのことですか。————— P. 3
- Q12 納税証明書はどこで発行されますか。————— P. 3
- Q13 社会福祉法人で収益事業を行っていますが、法人都民税の納税証明書が発行されません。申請するにあたり納税証明書の代わりに必要な提出書類はありますか。————— P. 3
- Q14 常時雇用する従業員が10人未満の場合、就業規則の作成・届出は必要ですか。————— P. 4
- Q15 常時雇用する従業員が10人未満のため、母性健康管理措置に係る規定改定前の就業規則がありません。提出できない場合は申請不可となりますか。————— P. 4

申請の可否

- Q16 厚生労働省が実施する助成金について複数の支給決定を受けています。支給決定の数だけ申請できますか。————— P. 4
- Q17 複数のグループ企業があるのですが、それぞれの企業で申請できますか。————— P. 4
- Q18 厚生労働省が実施する助成金の支給決定日より前に、母性健康管理措置による有給休暇制度を策定し労働基準監督署に届け出ています。さらに規定の条件を上乗せしたものを新たに届け出た場合、対象となりますか。————— P. 4

注意事項

- Q19 代表者の自署ができない場合はどうすればよいですか。————— P. 4

奨励金の概要

Q1 母性健康管理措置とは、どのような制度ですか。

A1 母性健康管理措置とは、男女雇用均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

Q2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは、どのような制度ですか。

A2 妊娠中の女性労働者が保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的ストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。

※詳しくは、こちらをご覧ください → https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html

Q3 母性健康管理措置による有給休暇とはどのような休暇を指しますか。

- A3 ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導を受け休暇が必要とされた妊娠中の女性労働者が受けることができる有給休暇
- ② 年次有給休暇を取得した場合に支払われる賃金相当額の6割以上が支払われる有給休暇（※年次有給休暇はのぞく）。

Q4 対象となる厚生労働省が実施する助成金とは何を指しますか。

A4 次のいずれかの助成金を指します。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金
- ② 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

Q5 申請してから支給決定までにどのくらいの期間がかかりますか。

A5 審査の状況によって前後しますが、通常正式受領（書類に不備がない状態）から1か月ほどです。

Q6 支給決定後、奨励金はいつ頃支払われますか。

A6 原則として奨励金請求書兼口座振替依頼書が1日から15日午前までに到着した場合は当月末、15日午後以降月末までに到着した場合は翌月15日にお支払いします。15日および月末が土日祝日となる場合は、基本的に前営業日の支払いとします。

Q7 奨励金の用途は決まっていますか。

A7 本奨励金に関しては、支給後の用途については定めていません。

奨励対象事業者の要件

Q8 常時雇用する従業員とは、どういう人ですか。

A8 募集要項 P.4、4(1)「1. 常時雇用する従業員の数が 300 人以下であること」をご参照ください。

Q9 常時雇用する従業員には、パートタイマーや有期雇用の従業員、派遣労働者を含みますか。

A9 以下の要件を満たせば対象となります。ただし、登録型派遣労働者は含まれません。

申請日時点で、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている、または採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれていること。（「見込まれる」とは労働契約書等により 1 年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。）

Q10 申請できる企業の要件として、資本金や業種は関係ありますか。

A10 資本金の額や業種は問いません。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業およびこれらに類する事業（接待飲食店、パチンコ、ゲームセンター等）を行っている事業者は申請できません。

申請書類

Q11 納税に係る証明書において、個人事業主の「直近の納期」とはいつのことですか。

A11 申請日時点での納期到来分のもの、かつ納付が確認できるものをご提出ください。

詳しくは募集要項 P.15「別紙 納税証明書について」をご参照ください。

Q12 納税証明書はどこで発行されますか。

A12 法人の場合は、都税事務所で発行されます。個人事業主の場合は、個人事業税は都税事務所、個人都民税（住民税）は区市町村の役所で発行されます。個人都民税（ついでには、居住地分と事業所地分の納税証明書）が必要です。

※国税の納税証明書ではありませんのでご注意ください。

Q13 社会福祉法人で収益事業を行っていますが、法人都民税の納税証明書が発行されません。

申請するにあたり、納税証明書の代わりに必要な提出書類はありますか。

A13 社会福祉法人、更生保護法人、学校法人または私立学校法第64条第4項の法人に該当し、収益事業による所得の90%が本来の目的に充てられている場合は以下の書類をご提出ください。

- ・法人都民税の課税・非課税の判定票（収益事業に係る所得金額に関する計算書）（写し）
- ・確定申告書（写し）

Q14 常時雇用する従業員が10人未満の場合、就業規則の作成・届出は必要ですか。

A14 労働基準法では従業員 10 人未満の場合の届出義務はありませんが、本奨励金の申請には作成、届け出が必要です。

Q15 常時雇用する従業員が10人未満のため、母性健康管理措置に係る規定改定前の就業規則がありません。提出できない場合は申請不可となりますか。

A15 常時雇用する従業員が 10 名未満の場合に限り、規定改定前の規定が存在しない場合は添付なしでも受け付けます。

※該当する規定が存在する場合は 10 人未満の事業所であっても提出してください

申請の可否

Q16 厚生労働省が実施する助成金について複数の支給決定を受けています。支給決定の数だけ申請できますか。

A16 奨励金の申請は一奨励事業者に対し、一事業者1回です。

複数の支給決定を受けている場合は、いずれかひとつの助成金について申請してください。

Q17 複数のグループ企業があるのですが、それぞれの企業で申請できますか。

A17 代表者の方が異なり別法人格であれば、申請可能です。

Q18 厚生労働省が実施する助成金の支給決定日より前に、母性健康管理措置による有給休暇制度を策定し労働基準監督署に届け出ています。

さらに規定の条件を上乗せしたものを新たに届け出た場合、対象となりますか。

A18 厚生労働省が実施する助成金の支給決定日より前に母性健康管理措置による有給休暇制度を策定し労働基準監督署に届け出た場合は、いかなる場合も対象外となります。

注意事項

Q19 代表者の自署ができない場合はどうすればよいですか。

Q19 代表者の自署ができない場合は、代表者氏名の横に実印(登記印)を押印してください。実印(登記印)を押印した場合は、申請日時時点で発行日から3か月以内の印鑑証明書類の提出が必要です。

ただし、支給決定通知書を受領後、奨励金請求書兼口座振替依頼書を提出する際に、改めて印鑑証明が必要となります。
